



流山市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による随時監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

平成30年8月30日

流山市監査委員 佐々木 健



流山市監査委員 海老原 功



平成30年度
隨時監査報告書

[公金管理]

流山市監査委員

目 次

第 1	監査を実施した監査委員名	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象及び実施日時	1
第 4	監査の期間	1
第 5	監査の範囲	1
第 6	監査の方法	1
第 7	監査の結果	2

平成30年度随時監査報告

第1 監査を実施した監査委員名

佐々木 健一

海老原 功一

第2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による随時監査

第3 監査の対象及び実施日時

1 対象施設

市民生活部市民課おおたかの森出張所

2 実施日時

平成30年5月21日 午後2時から

第4 監査の期間

自 平成30年5月21日

至 平成30年8月3日

第5 監査の範囲

公金等の管理に関する財務事務

第6 監査の方法

監査の実施に当たっては、監査当日の午前9時に通知をして、その日の午後、監査の対象施設に赴き、現金残高の確認を行うとともに、関係職員から公金の管理方法等について説明を聴取し、流山市財務規則（昭和61年流山市規則第12号）及び公金等適正管理マニュアルに基づき、公金等の管理が適正に行われているかに主眼を置いた。

第7 監査の結果

1 総合意見

監査の結果、市民生活部市民課おおたかの森出張所（以下「おおたかの森出張所」という。）を調査した範囲において、監査実施時の現金と関係帳簿が符合していることを確認した。

今回の公金に関する監査では、平成 28 年度の公金監査に引き続き、現金の取扱いだけではなく、公金の入金時期についても調査した。調査した範囲において遅延なく入金処理が行われていることが確認できた。

おおたかの森出張所では、平成 29 年 3 月からパスポートの申請及び交付の窓口を開設したことにより、収入印紙、千葉県証紙を取り扱うこととなった。それに伴い「おおたかの森出張所公金及び会計伝票の取扱いについて」（以下「おおたかの森公金マニュアル」という。）を改訂し、取り扱う公金の種類、金額ともに増加したが、安全性を重視し適正に管理していることを確認した。

収入印紙の購入方法については、郵便局と協議をし、現金から証書による購入に変更したため、現金を運ぶリスクが軽減され、安全性が向上していた。

また、おおたかの森出張所においては、市民課の業務以外に、税制課、図書館等の窓口業務の一部も行っている。それにより恒常的に多忙な状況となり、前日の収入金の確認作業が翌日午後になっても終わらない状況であった。証明書発行枚数が多いことから、現金の取扱いを軽減するための方策を検討するなど職務環境の整備と業務の簡素化を図られたい。

なお、改訂されたおおたかの森公金マニュアルには、公金取扱い時に過不足が発生した場合の取扱いについて記載がなかった。取扱件数の多さと多額の現金を扱うことを考えると、ミスなどによる現金の過不足が生じる可能性は否定できない。おおたかの森公金マニュアルの次回改訂時には、過不足発生時の対応方法を定めることを要望する。

今回の監査では、事務事業において措置事項、指摘事項はなかったものの、一部事務上の軽易な誤りが認められたため、今後は適正な業務の執行に努められたい。

2 個別意見

おおたかの森出張所の公金等の管理について監査した結果、おおむね適正に管理されており、指摘事項及び検討要望事項については認められなかった

ものの、軽易な誤りである事項（注意事項）が認められた。

指摘事項及び検討・要望事項等の一覧は、次表のとおりである。

注意事項を除く事務事業は、調査した範囲では適正に執行されていた。

【指摘事項等一覧】

部課名・施設名等	指摘事項								検討 要望 事項	注意 事項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計	計	
市民生活部市民課 おおたかの森出張所								0	0	1
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

[指摘事項]

- (1) 法令、条例、規則等に違反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等、監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項及び指摘事項の決定までに監査対象機関・担当部局が対応等を講じた事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

調査した範囲において、地方自治法第199条第12項の規定に基づく是正措置の通知を求める事項は認められなかった。

(2) 検討・要望事項

調査した範囲において、改善の検討を要する事項や要望事項等は認められなかった。

(3) 注意事項（措置対象外）

注意事項については速やかに適正な対応を講じられたい。

- ・各種証明書の申請書類について、受付時に申請者から申請枚数に変更があった場合には、その場でも申請枚数の変更を記載するよう注意し、訂正を求めたもの。